

令和元年六月二十一日受領  
答弁第二一九号

内閣衆質一九八第二一九号

令和元年六月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出二〇二〇年の介護保険法改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田夕季君提出二〇二〇年の介護保険法改正に関する質問に対する答弁書

一及び四について

御指摘の「軽度者」に対する「生活援助」サービスに関する給付の在り方及び「介護のケアプラン作成」に関する負担の在り方等については、「新経済・財政再生計画改革工程表二〇一八」（平成三十年十二月二十日経済財政諮問会議提出）において「軽度者に対する生活援助サービス・・・について、地域支援事業への移行を含めた方策について、関係審議会等において「令和三年度から令和五年度までを計画期間とする「第八期介護保険事業計画期間に向けて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる」とされていること及び「介護のケアプラン作成に関する給付と負担の在り方について、関係審議会等において第八期介護保険事業計画期間に向けて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる」とされていること、を踏まえ、社会保障審議会介護保険部会において議論が行われているところであり、現時点においてお尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「利用者負担が二割、三割に増えたこと」に関する影響調査については、平成二十九年度の老

人保健健康増進等事業による「介護保険における二割負担の導入による影響に関する調査研究事業」及び平成三十年度の同事業による「介護保険における三割負担の導入による影響に関する調査研究事業」において、実施されたところである。

三について

御指摘の「疾患」とは、「社会保障審議会介護給付費分科会介護予防ワーキングチーム中間報告」（平成十七年八月三十日）において「主として廃用症候群に関連する原疾患」とされている関節疾患、骨折・転倒及び高齢による衰弱等の疾患を指すものである。